

# 合同会社NRE-46インベストメント「(仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書」に対する通知について

令和5年11月14日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 真庭太陽光発電事業環境影響評価準備書」について、合同会社NRE-46インベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。  
また、併せて同条第4項の規定に基づき、岡山県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

## (参考) 当該地点の概要

### 1. 計画概要

場 所：岡山県真庭市  
原動力の種類：太陽電池  
出力：最大68,640kW程度（交流）  
71,650kW程度（直流）

### 2. これまでの環境影響評価に係る手続

#### <環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月29日
住民意見の概要等受理	令和3年 4月27日
岡山県知事意見受理	令和3年 7月 5日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月19日

#### <環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和5年 2月27日
住民意見の概要等受理	令和5年 5月12日
岡山県知事意見受理	令和5年 8月24日
環境大臣意見受理	令和5年 9月 1日
経済産業大臣勧告発出	令和5年11月14日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、福田  
電話：03-3501-1742（直通）

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 植物に対する影響

対象事業実施区域において、重要な種及び重要な群落として確認されているナツアサドリ、ヤマトミクリ及びヤマトミクリ群落については、生育場所の回避を前提に工事計画の見直しを検討すべきである。

また、工事計画見直しの検討の結果、やむを得ず、回避できない場合において、代償措置として移植を検討しなければならない場合は、移植後の定着状況に係る他事例の情報等を可能な限り収集した上で、対象事業実施区域及びその周辺の生育環境を再度調査し、その調査結果を踏まえて、生育に必要な類似環境を創出できるかどうかの検討が必要である。

これらの検討については、検討経緯を環境影響評価書に明らかにするとともに、もし移植をしなければならない場合には、移植後の定着状況等について事後調査を継続的かつ適切に実施すること。

### (2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」  
（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。